

三野委員

何点か質問させていただきます。

1つは、今少し話題になっていますマダニの感染症のことであります。これは、山歩きとかいろいろあるのですが、農作業でもこのマダニの感染が起こり得るのではないかと考えています。聞くところによると、土と草の間にいるということで、草刈り中にこのマダニの感染もあるだろうと思います。

まだ未知の世界ではあるが、時期の問題や農作業に当たっての注意点を、ある県ではホームページに載せていると聞いております。香川県においては、農作業におけるマダニの感染予防対策について今後どう取り組まれるのか、お聞きしたいと思います。

2つ目は、農業分野における再生可能エネルギー導入についてであります。

委員会資料の49ページにある施設園芸推進事業で、再生可能エネルギーを使うと言われました。さらに101ページに、農村整備課において再生可能エネルギー導入検討事業の予算を上げているわけであります。具体的にこの農業分野で再生可能エネルギーの導入をどのように進めていこうとしているのか、お伺いしたいと思います。

もう一点、少し踏み込んでお聞きしたいのは、再生可能エネルギーは太陽光発電だけではなく、これからクローズアップされるのが小水力であって、これが香川県で無理なのかどうなのかという議論であります。中四国農政局が、農業用貯水池と農業用水の落差を利用して水力発電が可能だと考えられる水利施設の一覧を去年の2月に出しており、香川県で、農業用水路で所有者が土地改良区や市、県であるものが11カ所候補地として上がっております。さらに農業用貯水池で、所有者が土地改良区や市、県であるものが35カ所候補地として上がっています。

これについて、県と国との間での情報交換や、県としてどのように検討されているのかについて、お聞きしたいと思います。

それから、3つ目は農地取得の下限面積の問題についてであります。

県は、農業・農村基本計画でも、またこの委員会資料の中でも、限りある農地の有効利用を図るために、零細規模の経営主体の発生を抑制して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対して農地の利用を集積することが重要だということを書いています。委員会資料の18ページに農地集積促進事業、19ページに農地集積推進事業として予算をつけて、農地の集積に力を入れようとしています。

実は平成25年度から、高松市が農地取得の下限面積を40アールから20アールに緩和するというお話を聞きしました。高松市は、地域活性化総合特別区域指定地として、新規就農を促進するための規制の特例ということで実施するようであります。私は、県の農地集積を促進する方向と、高松市の方向は逆ではないかと考えております。

新規就農のために20アールの土地を権利取得して、農業機械をそろえるといっても中途半端ではないかと思うし、家庭菜園や市民農園の延長として、産直市に出荷する方向で農業に足を踏み入れるにすれば、野菜づくりとしては少し広過ぎるのではないかと考えます。県として、高松市の今回の下限面積の規制緩和について、どのようにお考えになっているのか。また、県と市との事前の話し合い等について、どのよう

な経緯があったのかお聞きしたいと思います。

川池農政水産部長 三野委員のマダニの被害防止、再生可能エネルギー、小水力発電の関連、そして農地取得の下限面積引き下げについての御質問でございます。

まず、再生可能エネルギー事業につきましては、来年度予算を計上しており、農村整備課の再生可能エネルギー導入検討調査事業は、再生可能エネルギーの導入の一つとして、ため池を活用した太陽光発電について調査を検討するものでございます。推進に当たっては、ため池の管理者である市町や土地改良区の意向が大切ですので、県では昨年12月に、ため池を活用した太陽光発電の導入の意向調査を実施いたしました。土地改良区の中では導入を検討してみたいという意向があり、国の財源措置の制度もございましたので、県としてはため池を活用した太陽光発電について、ポテンシャルの alta ため池等を中心として、施設管理者の意向や実現の可能性を考慮し、初期投資や維持管理費等も勘案した経済性、技術開発の動向等を踏まえながら、導入の可能性調査、検討を行うものでございます。

それから、施設園芸推進事業における再生可能エネルギーの利用ですが、施設園芸での利用については既に実用化されている技術として、小型の太陽光パネルを利用した発電装置を設置し、この電力を利用して、温度管理を行うための窓の開閉に使用するなどの取り組みを支援したいと考えています。

また、農業試験場においても、重油にかわり木質ペレットを燃料とする暖房機を導入してイチゴの栽培試験を行っており、その収益性等を検証しております。その結果を踏まえ、普及に移す段階において木質ペレットの暖房器具に対しても支援を行いたいと考えております。

そのほか、作業中のマダニの被害防止については農業経営課長から、小水力発電については農村整備課長から、農地取得の下限面積の引き下げについては農政課長からお答え申し上げます。

日野農業経営課長 三野委員の農作業におけるマダニ被害の防止についてお答えしたいと思います。

厚生労働省の発表によりますと、マダニにかまれたことによるダニ媒介性疾患の死亡例が、国内で5例確認されているところでございます。マダニは、かたい外皮に覆われた比較的大型の3ミリから4ミリぐらいの大きさのダニでございますが、主に森林から草地等、屋外に生息しており、市街地周辺でも見られ、また全国的に分布していることから、国の通知を受けて、現在市町やJA、農業改良普及センターに対し、農作業においてダニに刺されたりかまれたりすることによる留意事項を通知し、農業者に対し注意喚起を促しているところでございます。

また、マダニは春から秋にかけて活発に活動するため、これから農繁期に向かい屋外での農作業でマダニにかまれる機会が多くなることから、マダニにかまれないように、草地や森林等に入るときには、長袖や長ズボン、足を完全に覆うような靴を着用し、肌の露出を少なくするような予防対策をとるとともに、万が一かまれたときには速やかに病院に行くように呼びかけているところでございます。

今後とも栽培講習会等各種機会を捉えて、関係機関とも十分連携し注意喚起していきたいと思っております。

池田農村整備課長 小水力発電の推進についてお答え申し上げます。

国との調整はできていないのが現状でございます。ただ、本県におきましても、土地改良区や関係市町の36団体に、農業水利施設を活用した小水力発電の導入意向調査をしましたところ、導入を検討する考えはないという回答がほとんどでございました。

小水力発電についての県の考えといたしましては、本県の農業水路は、かんがい期には水量が多いのですが、非かんがい期になると少なくなるなど、時期により流量の変動が大きく、一定流量の確保が1年を通じて困難でございます。このような課題が発電には不利な条件であると考えておりますが、引き続き先進地の事例や技術開発の動向などについて情報収集や研究に努めてまいりたいと考えております。

中村農政課長

三野委員の農地取得の下限面積の引き下げについてお答えさせていただきます。

農地を取得する場合の下限面積につきましては、平成21年の農地法の改正により、それまでの知事権限から、地域の農業や農地の実情を十分に把握している市町の農業委員会が設定できることになったところでございます。これは農家の平均規模が小さい地域や担い手が不足している地域におきまして、農業の新規参入をより進める観点から改正されたものと伺っております。

今般、高松市におきまして、農地取得の際の下限面積を40アールから20アールに引き下げるとのことでございます。この引き下げにより、新規就農や小規模農家の自立を促進して農業の裾野を広げ、付加価値の高い園芸作物の普及や栽培促進を図ろうとするものであると聞いております。下限面積の設定につきましては市町農業委員会の権限で、農地取得に際しての許可も全て市町農業委員会の権限でありますことから、特に事前の話し合いがあったということではなくて、高松市において対応したものでございます。

それから、下限面積を引き下げるということは、確かに委員のおっしゃられたように農地の利用集積といった観点からは好ましくない面もあるかもしれませんが、一方で、新規就農等を促進する効果も考えられますことから、高松市において、これらを総合的に判断した結果だと考えております。

三野委員

下限面積の件ですが、県の考え方を私は聞いたのです。高松市では田舎の農業振興地域も全部含めて、これが適用されるわけです。県がこれから農地を集約をしていくときに、ある程度チェック機能を果たしていかないと、難しいことが起きるのではないかと考えて仕方ないのです。市街地の小さい農地部分であれば引き下げもわかりません。それでも、農業として2反ではなかなか難しいと思うのです。市街地ですのであれば、もう少し少なく、1反ぐらいですべきです。退職者が自分の自家菜園以外に、午前中に村上委員も言われましたが、産直に出していく形でやるのであればわかりませんが、今回の高松市の引き下げは市全体です。事前に県が全然話し合いもされなかったことに対して、県がやっている集落営農と少し矛盾を感じます。やはり香川県農業基本計画にも書いてあるので、もう少し丁寧にしないと、誤解を生むような気がします。

高松市も市街地や農業地域、中山間地といろいろありますので、全てを否定するつもりはないですが、下限面積を高松市全域にすることが果たしていいのかどうなのか。農地の区分に応じて面積を定めることも可能であったのではないかとと思うわけです。

が、そのことについて県として基本的な考え方をお聞きしたわけです。

それと、再生可能エネルギーのほうは、ため池で太陽光発電をされるということで、ぜひ頑張って考えていただきたいと思います。

先ほど、小水力発電については全く考えていない、かんがいの時期の問題があると言われたのですが、この中四国農政局のデータでは、貯水池はほとんど通年利用可能になっているのです。確かに用水路についてはかんがい期間が決まっています、6月中旬から10月下旬と書いてあります。これは中国四国農政局が書いていることで、そうであれば、ほとんど貯水池は通年なのです。ですから今課長が言われていることと、ここにある中国四国農政局のデータとは違うのかなと思いますが、先ほど調整もしていないという話であれば、もう少し踏み込んでみて、国はこれが可能だと言っているわけですので、確かに土地改良区の協力も必要だとは思いますが、候補地の中にはその他という所有地もありますし、町もあります。県もあるし市もあります。土地改良区がしないのであれば、市や県や町その他のところで、その他は個人所有なのか何かよくわかりませんが、そういうところも中四国農政局がリストとして上げているのであれば、考えてやったらどうかと思うのです。

今議会で小水力発電に対応するための河川占用料の条例改正を土木部で出しているが、どこにも小水力発電をしていないのに使用料だけつくってどうしようとしているのか、変な矛盾を感じています。せめて香川県内で小水力発電をどこかにつくって、いこうという構えがないと、いつまでたってもできません。国から次長も来られていますし、発電可能な施設は確かにあるので、連携をもう少しお聞きしたいと思います。

それから次の質問ですが、農業職には普及員や研究員の方がおられて、今一生懸命いろいろな高付加価値の農産物をつくったり、集落営農で担い手育成などで頑張っていると思うのであります。この高付加価値化や集落営農には、専門性や熟練度、経験に基づく高い知識や高度な技術が必要だろうと思います。

農業職の皆さんに求められるのは、確かに高度な技術、知識の普及指導というスペシャリスト機能と、農業者や内外関係と連携して地域の課題を解決して支援するコーディネート機能の両機能をあわせて発揮するということが大事だと言われているわけです。

産地間競争が激しい状況の中、高品質で付加価値の高い農産物をつくっていくというニッチ戦略を駆使していくということになるのであれば、若いときはいろいろ分野を経験されるのはいいと思うのですが、ある程度の年齢になったときは、私はゼネラリストではなくて、高度な技術、知識の普及指導を行うスペシャリスト機能にすぐれた職員の育成、さらには、農業者や地域の間を取り持つコーディネート機能にすぐれた職員の育成が、これからどうしても必要だと思うのです。この分野であればあの職員だとか、あの分野であればこの職員だと、そういう人をこれからつくっていくべきではないかと思っています。

私はいわゆるラインではなく、スタッフとして専門官のような方を技術職の中でつくっていかねばならない時代に来たと思いますが、部長としてどうお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

川池農政水産部長

普及指導員のスペシャリストの育成でございますが、御指摘のように、今普及職に

求められる業務は、例えば先ほど来から議論がある集落営農などの担い手の育成確保に加えて、6次産業化や鳥獣被害など、本当に多様化、高度化が進んでいると考えています。

こうした指導には、いわゆるスペシャリストとしての高度な技術、知識とあわせて、御指摘がありましたように地域をコーディネートする能力も必要であり、野菜や果樹などの専門分野経験数に応じて、新技術や経営診断、マーケティングなどについて専門指導員等が研修を行って育成に努めているところでございます。

特に本年度からは専門家を招聘して、集落営農推進員のスキルアップ研修を行ったり、集落営農の法人化などに向けた会計や税務などのより専門的な知識の習得にも努めています。また、6次産業化の推進に向けて、企業のビジネスノウハウを学ぶこととし、民間企業への派遣研修を行い、新たな課題にも体系的な研修を強化しているところで、普及指導体制においても、新品種や栽培技術の迅速な普及などを担う専門指導員を農業経営課に増員したところでございます。

こうした現状に合わせた取り組みとともに、今後とも、技術革新はもとより経営管理の能力や地域とのコーディネート能力を一層強化するように取り組んでまいりたいと考えており、職員の処遇等につきましても、在任期間や配置を考慮した上で、普及職員のスペシャリスト、コーディネーターとしての能力の向上を図ってまいりたいと考えております。

中村農政課長

農地取得の下限面積の再度の御質問についてお答えさせていただきます。

農地取得の下限面積につきましては、知事に権限がありましたときも、地域の農業や農地の実情を十分に把握している市町の農業委員会の意見を聞きながら、下限面積の設定を行ってきたところでございます。

今回の高松市の対応につきましては、特区制度を活用するというのではなく、本来の農業委員会の権限で設定するものということになります。先ほど委員もおっしゃられたように、高松市の中でも市街化部分や違うところもたくさんあり、それが一律で本当にいいのかということも確かであろうかと思えます。農地を取得するときには、農地の下限面積だけではなく、農家として農業用機械の保有でありますとか、農地を保有してやっていけるということもチェックいたしますので、そういった中できちんと対応していただきたいと考えておるところでございます。

池田農村整備課長

三野委員の水力発電についての再度の御質問にお答えいたします。

国が発表しております農業用水路11カ所、貯水池35カ所については、どういう基準で考えられているのか、1度伺いをし、その上で調整を図りたいと思っております。水力発電につきましては、先ほど申しましたように事例や技術開発の動向を見ながら情報収集や研究をしてまいりたいと思っております。

三野委員

せっかくここに書いているのですから、国と連携してください。

それと、私も聞きましたが、2反に引き下げることについては、高松市の地域活性化総合特区申請の中で位置づけしているのです。高松市は総合特区に乗せたという形で、下限面積を引き下げて、野菜などをつくってもらう新規就農者をふやしていこうということだろうと思うのです。

権限移譲しているから県は口を出せないと言いますが、高松市は香川県の一部です

から、もう少し市と県の連携をとってもらいたい。高松市は広く、まだ農業振興地域がたくさんあり、実際のところ、県が市の農業委員会を指導しています。高松市の農業委員会は独自で判断しないで県にお伺いを立て、県がなかなか、うんと言ってくれないというようなことがよくあります。それはそれでいいのですが、私は一律に引き下げるのではなく、土地の利用計画や農地用地区分に応じてしないと、逆に農地の細分化になって大変なことになるのではないかと危惧をしております。

農業職の専門性なのですが、やはりラインではなく専門官をつくらなければならないと思うのです。若いときはいろいろ経験すればいいと思うのですが、ある程度の中堅になってからは、このことに対しては一生懸命研究するのだという人をつくっていかないといけない。

今難しい時代に来ているのだらうと思います。職員の処遇を同時に考えなければ、いくらそんなことを言ってもだめだらうと思いますから、職員のやる気とか、県庁内外で認められるチャンス、さらには裁量権も与えてあげるのです。一々課長や次長や部長まで聞かなくてもいいような形で、スタッフとして処遇を考慮した専門官をつくっていかなければならないと思います。そのためには、人事行革課に要望もしていかなければならないと思います。前から複線型人事制度の議論があったわけですが、やはりもう少し農業職の地位を高めてあげないと、私は香川県の農業ということに対してポテンシャルも上がらないのではないかと考えています。ですから、そういう専門官をつくっていただくようお願いしたいと思います。コメントを部長からお願いします。

最後に、TPPについてです。

先ほど白川委員が言われたので簡単に申し上げます。1つは、この日米首脳会談の共同声明は3段落で構成されていると思うのですが、最初の1段落、2段落で、日本の成果となる目新しいことは何も見当たらなかったということです。聖域についても、聖域がどういうものかという文言もなく、交渉次第で重要品目が例外扱いされる可能性が指摘されただけです。具体的に内容があるのは第3段落目で、ここでは米国側の重要品目である自動車や保険を非関税障壁の協議とすることが明記、確認されただけで、日本側の重要品目の農産物はこの3段落目でも抜け落ちているのです。アメリカは自動車と保険とはっきりと言いますが、日本側は何も明記されておりません。安倍首相は、確かに聖域の余地を残したということで交渉参加の事実上の表明をしたわけですから、これから聖域、例外品目について議論をしていくのだらうと思います。

ただ、日本が13の国や地域と結んだ自由貿易協定、FTAでこれまで関税を撤廃したことがない農水産物の品目数が公表されました。それによると、米、麦、牛肉、乳製品、砂糖の5つを合計しますと487品目になっています。工業品全部を含む全貿易対象は9,018品目でありますから、487品目ということは、5.4%を占めます。日米首脳会談で発表された共同声明には、日本に一定の農産物の重要品目が存在することは確認しましたが、重要品目の扱いは交渉の中で決まっていくことでもあります。仮にTPPで関税撤廃の例外が認められても、最大1%程度と言われており、全体の9,018品目のうち90品目しか例外品目が認められない計算になり、FTAで認められた5つの農産物の487品目とは大きな乖離があります。

もう一つ気になるのは、関税上の品目は、一つの作物に複数割り当てられています。例えば米は、分類上58品目に数えられ、玄米、精米、米粉、米菓子など細かく分かれています。同様に小麦、大麦は109品目、牛肉は51品目、乳製品は188品目、砂糖は81品目となっています。こういう状況の中で、仮にこの農産物の中で一定程度例外品目を見てもらっても、米だけでも58品目あるのですから、この5品目を守ることは困難であると思っています。例えば米が守られたとしても、乳製品や牛肉、豚肉、鶏卵、鶏肉は全滅です。ミカンやかんきつ、茶にも影響があると思っています。

今の状況の中で、私はこの品目数から言って、例外品目を拡大するのは困難であると思うのですが、部長はどうお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

川池農政水産部長

三野委員から、品目の中で一定聖域をつくる、関税障壁の撤廃ではない部分をつくるというようなことについての状況、品目の割合はどうかという御質問がございましたが、そういうことが報道されているということは私も知っております。

ただ、実際上のTPPのやりとりについて、国からどういうふうな状況でどうだという情報は県には来ておりません。そういう中で、県としてある程度の想定で、部長としての見解を言うことが、白川委員にもお答え申し上げましたが、私自身の見解が定まらない状況の中で農政水産部として公な形で具体的な感想を言うことは、いかなかなというふうに思っております。

今の御質問に対しては、県にとっても国にとっても重大な問題だと思っています。県民の皆さんや農家の皆さんが誤ったイメージを持たれても非常に不幸なことになりますので、白川委員にも申し上げましたが、国の試算や国の対策も全く出されていない段階で、これ以上の答弁は難しいので御理解賜りたいと思います。

専門職については、三野委員御指摘のとおり、普及指導員を初めとして農業職にいろいろな形で専門性が非常に求められています。どういう形で専門性を確保し、モチベーションを保っていくのかについては、今後とも十分考えていきたいと考えております。

三野委員

私は、絶対に専門官をつくってほしい。課長級と同等な形として。技術の分野は、専門的な人たちを育成し、処遇もよくして、裁量権も与えて、プロという人を育成していかなければいけません。TPPの問題もあります。香川県が付加価値の高い農産物をつくる、さらには、いわゆるすき間を狙ってやっていくということであれば、そういうことにたけた人を、ゼネラリストではなく、農業職でもつくっていくようにしなければならぬと思っています。ただ処遇面を改善しなければ意味がないと思いますので、人事行革課と連携するようにはしていただきたいと思っています。

TPPは個人的な感想を求めたのですが、それでも言いにくということはそのとおりだろうと思います。ただ、自民党の農林部会でもこのことは大きく議論され、もはやこれらは守られるものではないという状況です。この品目数も米が58品目もあり、ほかにもたくさんあるということが、国民や県民の皆さんに知らされていないと思っています。知事は、十分な情報提供なく、国民の合意も得られないまま拙速に進めることは反対であると言っています。今わからないのであれば、今品目数はこうなっていて、これが例外品目としてFTAでそうなっていますという部分は、せめて県民に公表して、そういう中でどれが例外品目になるかどうかということ判断しないと、

情報が少なくて変な方向に行きかねないと強く思っております。試算の問題ではなく、県民が判断できるいろいろな前提条件の分は全部出せばいいと思うのです。そして、これから入ってくる情報についてどうしていくかということを考えなければならぬと思います。その点、これ以上部長に求めても多分つらいと思うので、要望にとどめて終わります。